



高岡法科大学 准教授  
谷口 洋幸

－プロフィール－

中央大学大学院博士後期課程修了、博士(法学)。  
日本学術振興会特別研究員、クィーンズランド大学  
批判文化学研究所客員研究員、早稲田大学比較法  
研究所助手を経て、現職。  
日本学術会議法学委員会特任連携会員、ジェン  
ダー法学会理事、NPO法人共生社会をつくるセク  
シュアルマイノリティ全国ネットワーク理事。  
主著に『性的マイノリティ判例解説』(信山社・2011)、  
『性同一性障害:ジェンダー・医療・特例法』(御茶の  
水書房・2008)ほか。

－ 要旨 －

「世界の女性の憲法」といわれる女性差別撤  
廃条約。1979年に成立したこの条約を日本は  
1985年に批准しました。ところが、批准後30年を  
経た今日、条約に掲げられた権利は完全に実  
現されているとはいえません。条約の履行監視  
機関は日本の人権状況をどのようにみているか。  
わたしたちは条約を使って何をすることができる  
のか。みなさんと一緒に学びながら、ジェンダー  
に敏感な人権保障のあり方を考えてみたいと思  
います。

2016. 1/20 (水) 17:00—18:00

期 間 平成27年10月21日～平成28年2月3日

会 場 富山大学五福キャンパス  
オープンカフェ「AZAMI」

参加対象 本学教職員、学生、一般

どなたでもご参加いただけます。

申込不要  
参加費無料

お問合せ

富山大学男女共同参画推進室

TEL: 076-445-6146

Email: smart@ctg.u-toyama.ac.jp

HP: <http://www3.u-toyama.ac.jp/kyodoss/index.html>

## 第4回 「ジェンダーと国際法：女性差別撤廃条約の使い方」

生きづらさを考える (全5回)